

瀬戸市保育所における保育の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月26日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第30号

瀬戸市保育所における保育の利用に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市保育所における保育の利用に関する規則（平成27年瀬戸市規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保育の利用の申込み)</p> <p>第2条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第20条に規定する認定（支援法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる区分に限る。）を受けた保護者（以下「<u>教育・保育給付認定保護者</u>」という。）が、保育所（法第39条第1項に規定する保育所をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合は、保育所等入所申込書（保育台帳）を、福祉事務所長に提出し申し込まなければならない。</p> <p>2及び3 <省略></p> <p>(保育の利用の決定等)</p> <p>第3条 福祉事務所長は、法第24条第3項の規定に基づく利用についての調整（以下「利用調整」という。）を行った結果、利用できる保育所があるときは、保育利用決定通知書により<u>教育・保育給付認定保護者</u>に通知するものとする。</p>	<p>(保育の利用の申込み)</p> <p>第2条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第20条に規定する認定（支援法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる区分に限る。）を受けた保護者（以下「<u>支給認定保護者</u>」という。）が、保育所（法第39条第1項に規定する保育所をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合は、保育所等入所申込書（保育台帳）を、福祉事務所長に提出し申し込まなければならない。</p> <p>2及び3 <省略></p> <p>(保育の利用の決定等)</p> <p>第3条 福祉事務所長は、法第24条第3項の規定に基づく利用についての調整（以下「利用調整」という。）を行った結果、利用できる保育所があるときは、保育利用決定通知書により<u>支給認定保護者</u>に通知するものとする。</p>

<p>2 <省略></p> <p>3 福祉事務所長は、調整の結果、利用できる保育所がないときは、保育利用保留通知書により<u>教育・保育給付認定保護者</u>に通知するものとする。</p> <p>(保育所の利用期間)</p> <p>第6条 保育所の利用期間は、支援法第21条に規定する<u>教育・保育給付認定の有効期間の範囲</u>内とする。</p> <p>(保育所の退所の手続)</p> <p>第7条 <u>教育・保育給付認定保護者</u>は、当該<u>教育・保育給付認定保護者</u>の児童について、保育所を退所させようとするときは、退所させようとする日の属する月の前月末日までに保育所退所届を福祉事務所長に提出しなければならない。</p> <p>(保育所利用の解除)</p> <p>第8条 福祉事務所長は、保育所の利用を解除したときは、保育所利用解除通知書により<u>教育・保育給付認定保護者</u>に通知するものとする。</p>	<p>2 <省略></p> <p>3 福祉事務所長は、調整の結果、利用できる保育所がないときは、保育利用保留通知書により<u>支給認定保護者</u>に通知するものとする。</p> <p>(保育所の利用期間)</p> <p>第6条 保育所の利用期間は、支援法第21条に規定する<u>支給認定の有効期間の範囲内</u>とする。</p> <p>(保育所の退所の手続)</p> <p>第7条 <u>支給認定保護者</u>は、当該<u>支給認定保護者</u>の児童について、保育所を退所させようとするときは、退所させようとする日の属する月の前月末日までに保育所退所届を福祉事務所長に提出しなければならない。</p> <p>(保育所利用の解除)</p> <p>第8条 福祉事務所長は、保育所の利用を解除したときは、保育所利用解除通知書により<u>支給認定保護者</u>に通知するものとする。</p>
--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。